

総 税 企 第 6 4 号  
社 援 地 発 0 4 0 1 第 1 号  
令 和 7 年 4 月 1 日

各道府県総務部長  
東京都総務局長 殿  
東京都主税局長

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

総務省自治税務局企画課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度における  
生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」  
の一部改正について

令和6年4月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）についても改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成30年10月1日付け社援地発1001第9号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正した。特に、支援関係機関の連携強化のため、家計改善支援事業との連携についても示すこととしたため、各自治体の担当部局におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県の税務部局におかれては、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に、各都道府県・市区町村の生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各道府県総務部長 東京都総務局長 殿 東京都主税局長</p> <p>各 <u>都道府県・市区町村</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">総務省自治税務局企画課長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と 税務担当部局との連携について</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、<u>生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</u></p> <p>多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が連携し効果的に実施されることが重要である。</p> <p>ついては、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局の連携について下記のとおり通知するので、各地方公共団体の関係部局におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、<u>各都道府県の税務担当部局におかれては、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に、各都道府県・市区町村の生活困窮者自立支援制度担当部局におかれては、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</u></p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p>各道府県総務部長 東京都総務局長 殿 東京都主税局長</p> <p style="text-align: center;"><u>都道府県</u> 各 <u>指定都市</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 <u>中核市</u></p> <p style="text-align: right;">総務省自治税務局企画課長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と 税務担当部局との連携について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。</u></p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が連携し効果的に実施されることが重要である。</p> <p><u>このため、関係機関との連携の更なる強化を図る観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。</u></p> <p>ついては、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局の連携について下記のとおり通知するので、各地方公共団体の関係部局におかれては、<u>改正法による改正後の法の内容を含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくよう、よろしくお願ひしたい。</u></p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。</p>

## 記

### 1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげる必要がある。

具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

地方公共団体の税務担当部局には、地方税の納付相談に来る者など経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、生活困窮者自立支援制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図られるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、税務担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

また、特に、生活困窮者が税金を滞納している状況にある場合等においては、生活困窮者家計改善支援事業による支援を行うことも考えられる。生活困窮者家計改善支援事業は、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施するものである。税金を滞納している状況等にある生活困窮者に対しては、「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うとともに、支援員による滞納相談窓口への同行支援等を行うことで、滞納の解消を目指すことが考えられることから、生活困窮者家計改善支援事業の実施者及び税務担当部局は、両者間で日頃から連携のための関係構築に努めるとともに、生活困窮者の個別・具体的な実情を十分に配慮した上で、適正に対応いただきたい。

上記連携の具体的な例については別添1を参照されたい。

### 2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていく必要がある。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税

## 記

### 1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげる必要がある。

具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

地方公共団体の税務担当部局には、地方税の納付相談に来る者など経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、当該生活困窮者自立支援制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図られるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、税務担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

### 2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていく必要がある。

実際に、自立相談支援機関の相談窓口生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い福祉事務所設置自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就

務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされている。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体の税務担当部局が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村部の税務担当部局においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、都道府県が設置する自立相談支援機関へ相談に行くことを促すようお願いしたい。

上記利用勧奨の具体的な例については別添1を参照されたい。

(別添1) 生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携の具体例

(別添2) 生活困窮者自立支援制度の概要

(別添3) 家計改善支援事業の概要

労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたものである。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体の税務担当部局が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村部の税務担当部局においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、都道府県が設置する自立相談支援機関へ相談に行くことを促すようお願いしたい。

総 税 企 第 1 1 9 号  
社 援 地 発 1 0 0 1 第 9 号  
平 成 3 0 年 1 0 月 1 日  
一 部 改 正  
総 税 企 第 6 4 号  
社 援 地 発 0 4 0 1 第 1 6 号  
令 和 7 年 4 月 1 日

各道府県総務部長  
東京都総務局長 殿  
東京都主税局長

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

総務省自治税務局企画課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と  
税務担当部局との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が連携し効果的に実施されることが重要である。

については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局の連携について下記のとおり通知するので、各地方公共団体の関係部局におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、

更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県の税務担当部局におかれては、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に、各都道府県・市区町村の生活困窮者自立支援制度担当部局におかれては、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。

具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

地方公共団体の税務担当部局には、地方税の納付相談に来る者など経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、生活困窮者自立支援制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図られるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、税務担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

また、特に、生活困窮者が税金を滞納している状況にある場合等においては、生活困窮者家計改善支援事業による支援を行うことも考えられる。生活困窮者家計改善支援事業は、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施するものである。税金を滞納している状況等にある生活困窮者に対しては、「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うとともに、支援員による滞納相談窓口への同行支援等を行うことで、滞納の解消を目指すことが考えられるこ

とから、生活困窮者家計改善支援事業の実施者及び税務担当部局は、両者間で日頃から連携のための関係構築に努めるとともに、生活困窮者の個別・具体的な実情を十分に配慮した上で、適正に対応いただきたい。

上記連携の具体的な例については別添 1 を参照されたい。

## 2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされている。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体の税務担当部局が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村部の税務担当部局においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、都道府県が設置する自立相談支援機関へ相談に行くことを促すようお願いしたい。

上記利用勧奨の具体的な例については別添 1 を参照されたい。

- (別添 1) 生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携の具体例
- (別添 2) 生活困窮者自立支援制度の概要
- (別添 3) 家計改善支援事業の概要

# 生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携の具体例

## 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

### 【日頃からの関係構築】

- 生活困窮者自立支援制度担当部局や生活困窮者自立支援制度における各事業の実施者と税務担当部局の間でそれぞれの施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施。
- 職員向けの研修において生活困窮者自立支援制度や生活困窮者家計改善支援事業の内容についての講義を実施。
- 支援調整会議に税務部局の担当者が参画し、税金を滞納している生活困窮者に対する支援内容の共有等を行う。

### 【家計改善支援事業との連携】

- 家計改善支援事業の支援員が税務担当部局の窓口へ同行
  - 電話での相談の際に同席。
- 家計表や家計再生プランを税務担当部局への相談の際に提示。税務担当部局は、家計再生プラン等を分納・延納等の検討の際に参考として活用。

3. 相談時家計表 (西暦 年 月作成)

相談者氏名		支出		備考
姓	名	目	金額(円)	
世帯員氏名		住居費		
世帯基本情報		変圧		
【内訳】成人	△人	管理費		
うち高齢者	△人	維持費・修繕費・更新費		
未成年(下記以外)	△人	基本生活費		
大学生等	△人	食費		
高校生	△人	外食費		
中学生	△人	電気代		
小学生	△人	ガス代		
未就学児	△人	水道代		
収入		奨励・児童手当・雑費		
名義人	費目	金額(円)	医療費・介護費等	
前月からの繰越金			通信費・車両費	
基本収入			電話・携帯電話・インターネット	
本人	給与 ①		ガソリン代(通勤費含む)	
	給与 ②		住居費	
配偶者	給与 ①		車検・車検代	
	給与 ②		通勤交通費	
			教育等費用	
本人	年金		学費・保育料・給食費等	
配偶者	年金		出張等の費用	
同居者( )	年金		通学交通費	
			通学・習い事費用	
			お小遣い・住居り生活費	

◀ 家計表  
(イメージ)

リーフレット▶

## 自立相談支援機関の利用勧奨

- 税務担当部局の滞納相談窓口で自立相談支援事業等のリーフレットを配架。生活に困窮していると認められる者にはリーフレットを渡し、自立相談支援機関の利用を促す。
- 税金を滞納している者への郵送物に自立相談支援事業等の案内を同封。





# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

(全国907福祉事務所設置自治体で1,381機関  
(令和6年4月1日時点))

国費 3 / 4

#### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、支援の総合調整を担当
- ・一般就労に向けた支援や職業紹介や求人開拓等、自立相談支援員による就労支援の実施
- ・住まいに関する支援員も適宜配置
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

### ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

国費 3 / 4

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

### ◆都道府県による市町村支援事業

国費 1 / 2

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

住まいの確保が必要な者

・緊急に衣食住の確保が必要な者  
・居住に困難を抱え地域社会から孤立した者

#### ◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
- ・家計改善のための転居費用を給付

国費 3 / 4

#### ◆居住支援事業

- ・住居喪失者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援(シェルター事業)
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援(地域居住支援事業)

国費 2 / 3

### 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

柔軟な働き方を必要とする者

#### ◆就労準備支援事業

- ・一定期間、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練、居場所づくりなど幅広い社会参加のための支援

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

#### ◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

#### ◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 2 / 3

### 子ども支援

貧困の連鎖の防止

#### ◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

### その他の支援

- ◇関係機関・他制度による支援
- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援 等

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

- ・774自治体（85%）（R6）
- ・利用18,977件（R5）

# 家計改善支援事業

## 対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

## 支援の概要

- ・家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

### <支援の流れとねらい>

家計に対して指導を行うわけではない

1. **世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）**：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。



2. **月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）**：家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）



3. **継続面談を通じたモニタリング**：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



### 【本人の状況に応じて組み込む支援】



滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

## 期待される効果

- ・家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。